

商店街力UP!

商店会に加入し
まちの活性化に
ご協力下さい

いま、商店街の役割が見直されています

まちの「顔」とも言える商店街は、身近な買い物の場としてだけでなく、街路灯整備、防犯活動などの地域の安全やお祭り・イベントといったにぎわいづくりを行うなど、地域コミュニティの核として、さまざまな可能性が広がっています。

商店街のにぎわいづくりにご協力ください

商店街が地域に愛され、いきいきとした活動を行うために中心的な役割を果たすのが商店会です。

商店街は みんなが行き交う 語り合う
まちのサロンです

※「サロン」とは、商店街が「まち」の中心となって、いろいろな人が自由にいつでも集まり、くつろぐことができ、活用できる場所となることをめざし、使用しています。

「相模原市商店街の活性化に関する条例」が平成19年4月1日施行されました。

相模原市では、「相模原市商店街の活性化に関する条例」を制定し、事業者の責務として商店街を活性化するために、商店会への加入に努めることが定められました。この条例では、市民、事業者、商店会、経済関係団体及び市は、商店街が地域のにぎわいづくり及び地域社会の発展のために果たす役割の重要性を認識し、協働してその活性化に努めるものとする。

努めることを基本としています。これを受け、相模原商工会議所、相模原市商店会連合会で組織した「相模原市商店街加入促進連絡協議会」では商店会が行う事業所への加入促進に対して、積極的に支援してまいります。商店及び事業者のみなさんもぜひ条例が目指す主旨をご理解の上、地域の発展にご協力をお願い申し上げます。

商店会ではこんな活動をしています

商店街の基盤整備

- ・街路灯の設置と維持管理
- ・カラー舗装の整備、フラワーポットの設置 など



街路灯の整備と維持管理

各種の販売促進活動

- ・大売出し、スタンプ事業 など



イベント活動

地域貢献活動

- ・地域の子供達の健全育成
- ・防犯パトロール
- ・地域の清掃や落書き消し など



ホームページ作成

情報発信など

- ・商店街マップやホームページの作成 など

※ そのほかにも商店街の活性化や地域のまちづくり活動に協力しています

「相模原市商店街の活性化に関する条例」抜粋

(基本理念)

第3条 市民、事業者、商店会、経済関係団体及び市は、商店街が地域のにぎわいづくり及び地域社会の発展のために果たす役割の重要性を認識し、協働してその活性化に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、商店街を活性化するために、商店会への加入に努めるものとする。

同条 第2項 事業者は、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業又は地域課題の解決のための取組に積極的に参加するとともに、応分の負担により当該事業等に協力するよう努めるものとする。

条例に関する問合せ先：相模原市商業サービス業課 電話：042-769-9255

商店会への加入の連絡やお問合せは
各地域の商店会代表または下記へお願いします

発行：相模原市商店街加入促進連絡協議会（事務局：相模原商工会議所）
相模原市中央3-12-3 電話：042-753-8136